

未来につなぐ相続登記

～次世代の子どもたちのために～



大切な土地建物の権利関係を明らかにするとともに、次世代の子どもたちに確実に受け継いでいくために、未来につながる相続登記をしませんか？

相続登記をしないで放っておくと・・・

- ◆不動産の名義が亡くなった人のままなので、現在の権利関係が不明確です。
- ◆そのため、将来、その不動産のことで相続争いになったり、空き家や農地、山林の管理がなされずに放置されてしまったりすることがあります。
- ◆時間が経つにつれて、当事者に所在不明の人や認知症の人が出てくると、相続登記をすることがさらに困難になってしまいます。
- ◆相続登記を二世帯、三世帯放置すると、相続人の数が増えて調査や合意の形成に時間がかかったり、費用も高額になってしまったりすることがあります。
- ◆その不動産に購入希望者が現れても、すぐに売ることができなくなります。
- ◆公共事業や再開発、農地集約化の際の用地買収に遅れが生じ、地域活性化や防災計画・災害復旧事業の妨げになります。

Q. 不動産を相続する人はどのように決めたらいいですか？

- A. 相続人全員で協議して決める方法や、民法で定められた割合によって、相続人全員で共有する方法があります。
また、不動産の所有者が生前に予め遺言書で指定しておくこともできます。自筆証書遺言は本人の自筆で作成でき、公正証書遺言については公証役場で作成することができます。

Q. 相続登記をするにはどうすればいいですか？

- A. 不動産の所在地を管轄する法務局に申請することで、相続登記をすることができます。
なお、相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士は、相続登記に必要な書類を作成又は取得し、法務局に提出することができます。



金沢地方法務局

<http://houmukyoku.moj.go.jp/kanazawa/>

「未来につなぐ相続登記」促進プロジェクト

金沢地方法務局 & 石川県司法書士会 & 石川県土地家屋調査士会

相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士がすること

- 土地や建物の現在の登記名義人を確認する
- 戸籍謄本を収集して法定相続人を確認する
- 公正証書遺言がある場合、それを利用して登記申請をする
- 自筆証書遺言がある場合、検認申立書を作成して、家庭裁判所に提出する
- 法的に有効な遺言がない場合、相続人全員で誰がどの不動産を相続するかを決め、その結果をまとめた書類（遺産分割協議書）を作成する
- 相続人の中に認知症の人や行方不明の人がいる場合、成年後見人や不在者財産管理人の選任申立書を作成して、家庭裁判所に提出する
- 登記申請書を作成し、添付書類を整えて、管轄の法務局に提出する
- 登記完了後に登記識別情報通知書や登記事項証明書などを受領する



相続人又は相続人から依頼を受けた土地家屋調査士がすること

- 遺産分割の内容により、必要に応じて土地の分筆登記を申請する
- 土地の現状と登記上の地目が異なる場合、地目変更登記を申請する
- 登記していない建物（未登記建物）などは、建物表題登記を申請する
- 登記した建物がすでに存在しない場合は、建物滅失登記を申請する



法務局がすること

- 登記申請書の受付
- 書類を審査して必要に応じて補正を促す（補正できない場合は取下げ又は却下決定）
- 登記官が登記を実行する
- 登記識別情報通知書等を作成する



石川県司法書士会

総合相談センター
「へるぷねっといしかわ」 相談無料
面接相談予約: **076-291-7070**
(金沢地区 水曜日 18:00~20:00)
電話相談専用: **076-292-8133**
(平日10:00~16:00受付)

石川県土地家屋調査士会

土地の境界・不動産の表示に関する
登記の**無料相談**(随時受付)
電話相談受付: **076-291-1020**
(平日10:00~16:00受付)